

通行止め時の乗り継ぎ料金調整について

高速道路をご利用され、東海北陸自動車道の白鳥 IC～小矢部砺波 JCT間の通行止め区間を一般道に迂回して乗り継がれるお客さまにつきましては、所定の調整方法により通行料金の調整をいたします。また、東海北陸自動車道が通行止め解除後に、通行止め区間の途中の IC で乗り継ぐ場合にも料金調整を行います。

※通行券でご利用のお客さま・ETCをご利用のお客さま、ともに料金調整を行います。

【1・2日目】 白鳥 IC～小矢部砺波 JCT間通行止め時

通行止め区間	流出指定 IC ※1 (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC ※2	備 考
上り線 小矢部砺波 JCT～ 白鳥 IC	かなざわもりもと 金沢森本 IC おやべ 小矢部 IC となみ 砺波 IC とやま 富山 IC	白鳥 IC ぎふ大和 IC ぐじょうはちまん 郡上八幡 IC	※1 通行止め開始時に通行止め区間を走行中の車両は、途中の IC で流出していただく場合があります。その場合、当該 IC を流出指定 IC として扱います。(乗継証明書を発行します。) ※2 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、通行止め区間内の IC (流出指定 IC 含む) で流入されても料金の調整を行います。
下り線 白鳥 IC～ 小矢部砺波 JCT	白鳥 IC ぎふ大和 IC 郡上八幡 IC	金沢森本 IC 小矢部 IC 砺波 IC 富山 IC	

※ご注意：24時間以内に乗り直し指定 IC で乗り継いで下さい。

【3日目】 白鳥 IC～飛・清見 IC間通行止め時

通行止め区間	流出指定 IC ※1 (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC ※2	備 考
上り線 飛・清見 IC～ 白鳥 IC	白川郷 IC 飛驒清見 IC	白鳥 IC	※1 通行止め開始時に通行止め区間を走行中の車両は、途中の IC で流出していただく場合があります。その場合、当該 IC を流出指定 IC として扱います。(乗継証明書を発行します。) ※2 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、通行止め区間内の IC (流出指定 IC 含む) で流入されても料金の調整を行います。
下り線 白鳥 IC～ 飛・清見 IC	白鳥 IC	白川郷 IC 飛驒清見 IC	

※ご注意：24時間以内に乗り直し指定 IC で乗り継いで下さい。

【4日目】 荘川 IC～飛・清見 IC間通行止め時

通行止め区間	流出指定 IC ※1 (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC ※2	備 考
上り線 飛・清見 IC～ 荘川 IC	白川郷 IC 飛驒清見 IC	荘川 IC	※1 通行止め開始時に通行止め区間を走行中の車両は、途中の IC で流出していただく場合があります。その場合、当該 IC を流出指定 IC として扱います。(乗継証明書を発行します。) ※2 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、通行止め区間内の IC (流出指定 IC 含む) で流入されても料金の調整を行います。
下り線 荘川 IC～ 飛・清見 IC	荘川 IC	白川郷 IC 飛驒清見 IC	

※ご注意：24時間以内に乗り直し指定 IC で乗り継いで下さい。